

令和3年度第6回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金） 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員（14人）

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	3番	池本	英夫	2番	草刈	章博	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義憲	
	12番	細山	周一	13番	國岡	智志	

4. 欠席委員（なし）

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（3人）

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画書（案）の意見決定について

議案第3号 農用地利用配分計画書（案）の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時00分)
事務局長	<p>ただ今から、令和3年度第6回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは開会にあたりまして小林会長にご挨拶を願います。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、令和3年度第6回の農業委員会総会を開催にあたりましては、皆さんちょうど農繁期ということで、非常に多忙な時期ではございますけれども、出席いただき厚くお礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>開会前に事務局長の方が話しましたように、タブレット端末の扱いについてですが、現在、日野町の方は日南ともう一カ所に移しました。その不足分を智頭町の方から5台補充していただいて、次の農業委員会へと研修に使っていただくという形を取らせていただいたということでもあります。</p> <p>なお、今年状況ではありますが、皆さんがちょうど水稻の刈り取りの時期で、ライスセンターに出てみますと、皆さんが非常に忙しく出荷されておりましたけれども、これを見て感じましたところが、やはり例年よりも収量が少ないなという皆さんの声が大半のようでありました。</p> <p>特にこれに関連しまして、全国の農業委員会には色々課題が出ており、九州、長崎とか福岡とか熊本とか、あるいは線状降水帯といいまして、非常に…時期に対する雨量が多かったというようなことで、水稻その他農林関係では、8月11日からの豪雨による被害額を…が上げましたところが、591億円ということで、これは39道府県に渡っての被害状況であると。なお、この結果がまだまだ調査では上がってくるのではというお話がございました。特に…の状況を見ましても、39道府県の中では農地や農業施設、農産物の被害を確認したと。被害額は8月26日の時点で約386億円だったということで、以前申し上げましたけれど、調査の結果次々と膨らんできたなということでもあります。その、調査の被害の増える見込みということの中で、9月6日の調査結果が591億円に近いということで、590億6千6百万円だという農水の発表であります。</p> <p>こういう点から見ましても、農作物などの被害額が25道府県で約75億7千万円ということで、野菜や果樹などの冠水による、あるいはハウスなどの浸水等々が、特に大栄町などにおいてはスイカ等がかなり影響を与えたという点もございます。</p> <p>また、農地や農業用施設の被害では35道府県において246億5千万円。これは特に土砂の流入であるとか施設の冠水であるとか、こういうことを話しておられます。</p> <p>また、特に智頭町のような林業どこにおきましては、林野関係の被害が35道府県で、約247億1千万円に上がったということで、林道の荒廃や林道施設の法面の崩壊であるとか、こういうことでこれからの日本を支えておる農</p>

家の皆さんが、毎年のように浸水であるとかということ、水稲であるとかその他野菜等々の被害が非常に多くなってきております。

幸いに致しまして、鳥取県においては、被害が最小限に食い止められたということでもありますけど、やはりこのような状況が年々起きてくるのではないかなあという予想が立っております。皆さんもこれに対する一つの対策をですね、それぞれの方が対応していけるような農業の取り組みを図っていただきたいなど、いうふうに思っているところでもあります。

若干時間が長くなりますけれども、食料・農業・農村基本計画ということで、昨年改正にありましたけれども、昨日、土地改良区の総会を、役員会を開催いたしました、智頭の土地改良区の。これにつきましても、土地改良法の改正によりまして9項目ほどの一部改正もあり、その中においては今まで単式簿記であったものが複式簿記であるとか、あるいはその中での出席の委員の中に、これこれの人数以上でなければいけないとか、それから用水路の関係等々ございますけれども、この新たな土地改良事業の中にですね、これが閣議決定されたということでありまして、そのようなものの中から、やはりこれも農業委員会と同じような一つの事業取り組みを図っていくような形でありますけれども、やはり食料の安定供給、自給率の向上、食料安全保障の確立を実現するということでありまして、やはりこの土地改良事業の観点からしましても、やはりそのところでは、生産基盤の強化による農業の成長、産業化ということで、これも農業委員会が取り組んでおる内容とほぼ同じようなことでもありますけれども、それに多様な人が住み続ける持続可能な農業といいますけど、これと同じような考え方の中で土地改良事業計画の中でも、改良法の中でもうたわれております。それから農業の強靱化ですな、このこともうたわれるとおりです。

この三つの政策課題についての施策目標や数値目標が定められていくというようなことでもあります。ですから、こういうことについても、ちょうど振り返ってみますと2009年ですか、例の自民党から民主党に、野党が政権を取ったわけですけど、その時に土地改良事業に対する予算が約63パーセントカットされたということで、約三分の二が減額されたということで非常に大きな課題を占めたわけですけど、まあどう言いますか、東京辺りの大震災がございましたが、あれからやはり土地改良事業においても、前の数字に近づいてきたということでもあります。

やはり、これからも農業をやっていくについては、土地基盤整備というものが必要になってくるわけでありまして、その点も皆さんご存じのように、農業委員との土地改良事業と、これも関連いたしておりますので、日頃の農地利用状況調査、8月末に皆さんにやっていただいておりますけれども、これと合わせて、農地のこれから持続可能な農業の取り組みのための、農地を守り生かす取り組みを図っていただく必要があるのではなからうかなと、こういうふうにも思っております。

なお、本日皆さんにちょっとお願いがございます。日頃、農業委員会制度の問題、あるいは農地法、それから農地関連法のそれぞれのテキスト等を皆

	<p>さんに、これは町の予算を組んで、皆さんにお配りして、日頃の活動をどのようにしていったらいいのかということで、それぞれご尽力いただいて、資料提供をやっていただいておりますというのが実態でございます。非常に、町におかれましても対しても厚くお礼を申し上げたいと、こういうふうに思っているところでございますけれども、そこで私、以前から改正、改正で次々と出ておりますけれども、その中で「百問百答」と農業委員会法の法令関係、これの冊子の良いのがありまして、私、以前から3年か5年に一度、新たに改正された物を買ったりしておりますけれども、昨年は、皆さんに大変失礼な話をしますけれども、視察研修がなかったということもあり、それから今日、開会前に谷口委員の方から農業委員会憲章を謳っていただきましたが、「暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざす」ということを皆さんよくご存じのとおりで、やはり情報提供ということで、皆さんには全国農業新聞を購読していただいているところでもあります。それに合わせてこの冊子等を購入していただいて、日頃情報提供の中で、農業委員、農地利用最適化推進委員というのは、やはり地区の農業のリーダーとして、またコーディネーター役としての使命が大きく課せられた者でありますので、その点も踏まえた中で、一つこの冊子の購入をしていただいて、それぞれ日夜、業務の中で取り組んでいただけたらなど、こういうふうに思っております。2冊で6千円ですが、6千円以上の価値があるなど。農家の皆さんから色々質問が出てきた場合、特に農地利用状況調査の結果によっては、今度は中間管理機構であるとか、農地保全の関係であるとか、こういうことが次々と課題として上がってこようかと思っております。その時には、この冊子を熟読していただき参考にしていただければ、ケース・バイ・ケースで、その場その場でお話ができるのではなかろうかなど、こういうふうに私思っておりますので、後ほど、その内容につきましては事務局より説明をさせていただきます。その点も宜しくお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。 日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、2番 草刈章博委員、5番 葉狩健一委員をお願いいたします。</p>

事務局書記	<p>次に、日程第2 報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用通知について」を議題とします。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届けで、200㎡未満に対する農地転用についてのものです。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上の1件を受理いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の2ページご覧下さい。番号1番です。</p> <p>農地の所在が大字山根字長ケ谷921番で、地目は田、面積1,198㎡です。権利種別は3条の有償移転、売買です。譲渡人は和歌山県橋本市高野口町伏原258番地の2の●●●●さん。譲受人は大字智頭1970番地23の●●●●さんです。申請事由としましては、●●●●さんの経営規模縮小、●●●●さんの経営規模拡大となっております。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、申請位置図の6ページをご覧ください。7ページに公図、8ページに現況写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>9月8日に、申請代理人である●●さんと電話で話しをしました。提出された書類に間違いございません。その後、●●さん本人と会って話しをしました。この案件は問題ないものと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p>

	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第3 議案第2号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページとなります。</p> <p>8月20日付けで智頭町長から農用地利用集積計画書(案)意見の決定を求められました。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田で8,324㎡です。利用権を設定する者が4名、受ける者が3名です。期間としては、3年未満が1,315㎡、3年から5年未満が2,850㎡、5年から10年未満が4,159㎡となります。</p> <p>それでは、4ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたしました。</p>

	<p>た。</p> <p>次に、日程第3 議案第3号「農用地利用配分計画（案）の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用配分計画書（案）の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>議案第3号につきましては、整理番号1から3番が14番 小宮山晃次委員が権利設定を受ける者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p style="text-align: center;">（小宮山晃次委員退席 午後2時22分）</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の5ページとなります。</p> <p>8月20日付けで智頭町長から農用地利用配分計画書（案）意見の決定を求められました。</p> <p>これは基盤法で農地中間管理機構に設定された農地を、次の受け手に繋げるというもので、6ページはその明細となっております。</p> <p style="text-align: center;">（議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明）</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>小宮山晃次委員の復席を認めます。</p> <p style="text-align: center;">（小宮山晃次委員復席 午後2時24分）</p>
議長(会長)	<p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。</p>

閉 会	智頭町農業委員会第6回総会を閉会いたします。 (閉 会 午後2時25分)
-----	---

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和3年9月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 草 刈 章 博

智頭町農業委員会委員 葉 狩 健 一